

法制審議会

少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会

第2回会議配布資料

少年鑑別所における業務の概要



東京少年鑑別所長 小山和己

少年鑑別所の業務

鑑別



- **再非行防止に向けた処遇指針の策定**
(非行要因等の分析, 立ち直りに向けた処遇指針)
- **人間科学の知見に基づくアセスメント**

観護処遇



(少年鑑別所に収容して行う処遇全般)

- 在所者の**情操の保護への配慮**
- **健全な育成のための支援** (学習等の機会の提供等)

地域援助



- **非行及び犯罪の防止に向けた活動**
(非行・犯罪臨床の知見の活用,
アセスメント機能をいかした援助)

少年審判の調査

- ◎ 社会調査（家庭裁判所調査官）
- ◎ 收容+資質の鑑別（少年鑑別所）

收容審判鑑別

（少年法第9条，第17条）

非行要因等の分析
（なぜ非行に及んだのか）

処遇指針の提示
（どうすれば立ち直れるのか）

多様な調査方法による情報収集・分析

面接



少年の内面を探り
明らかになる特徴

心理
検査

行動
観察



具体的な行動から
浮き彫りになる特徴

診察



医学的見地から
把握する心身の状況

収容審判鑑別の流れ

入所

法務教官

行動観察

法務技官（心理）

初回面接

集団心理検査

鑑別方針設定

二回以降の面接

個別心理検査

家庭裁判所調査官との事例検討

医師

健康診断・精神科診察等

判定会議

鑑別結果通知書

退審判所

3～4週間（最長8週間）

面接・心理検査



時間を掛けた
振り返り



個々の特性・問題性に
応じ，組み合わせて
実施

- 家族関係
- 生育歴
- 交友関係
- 今後の生活
- 過去の非行歴
- 本件の動機
- 被害者への気持ち等

- 知能検査
- 性格検査
- 適性検査
- その他



鑑別の適切な
実施において
重要な点①

- 在所者の調査への前向きな姿勢
- 保護者，関係者からの情報，協力
- 家庭裁判所調査官との事例検討
- 公務所等への照会（既往症等）

行動観察



日常生活場面，課題への取組など，各場面での行動傾向・変化に着目



- ・ 知的能力
 - ・ 行動傾向（特に対人行動）
 - ・ 情緒，意欲
 - ・ 社会的態度，価値観
 - ・ 生活習慣
- 等

鑑別の適切な実施において重要な点②

- ・ 職員（大人）による指導への反応性
- ・ 少年鑑別所でのルール・枠組みの理解，受入れ
- ・ 集団場面への一定程度の適応（行動等の統制）

鑑別における調査事項

- 家庭環境
- 生育歴, 教育歴, 職業歴
- 非行歴, 不良集団所属の有無
- 交友関係
- 本件非行に係る事実関係及び動機
- 精神状況
- 身体状況
- 在所中の生活及び行動の状況
- その他



鑑別結果通知書

- 処遇に係る判定
- 精神状況
- 身体状況
- 非行要因等の分析
 - ・ 資質面からの問題点
 - ・ 生活場面での問題点
 - ・ 非行の機制
 - ・ 非行傾向とその程度等
- 立ち直りに向けた指針
 - ・ 処遇の手がかり
 - ・ 立ち直りに必要な処遇指針等



鑑別結果の活用

- ◎ 家庭裁判所による審判の資料（少年法第9条）
- ◎ 少年院・保護観察所における処遇の参考資料
- ◎ 刑事施設における処遇調査の参考資料

健全な育成のための支援

生活態度に関する助言・指導

挨拶, 整理整頓, 身だしなみ, 言葉遣い 等

情操のかん養

観桜会, 七夕, 書初め 等

健全な社会生活への適応を支援する取組

学習支援, 就労支援, スポーツテスト,
各種の講話(保健医療等) 等



「家族や周りに、たくさんの迷惑をかけていたことに初めて気づきました」

「自分のことをじっくり考えることができました」

「高校に行きたい, 勉強ができるようになりたいと思いました」

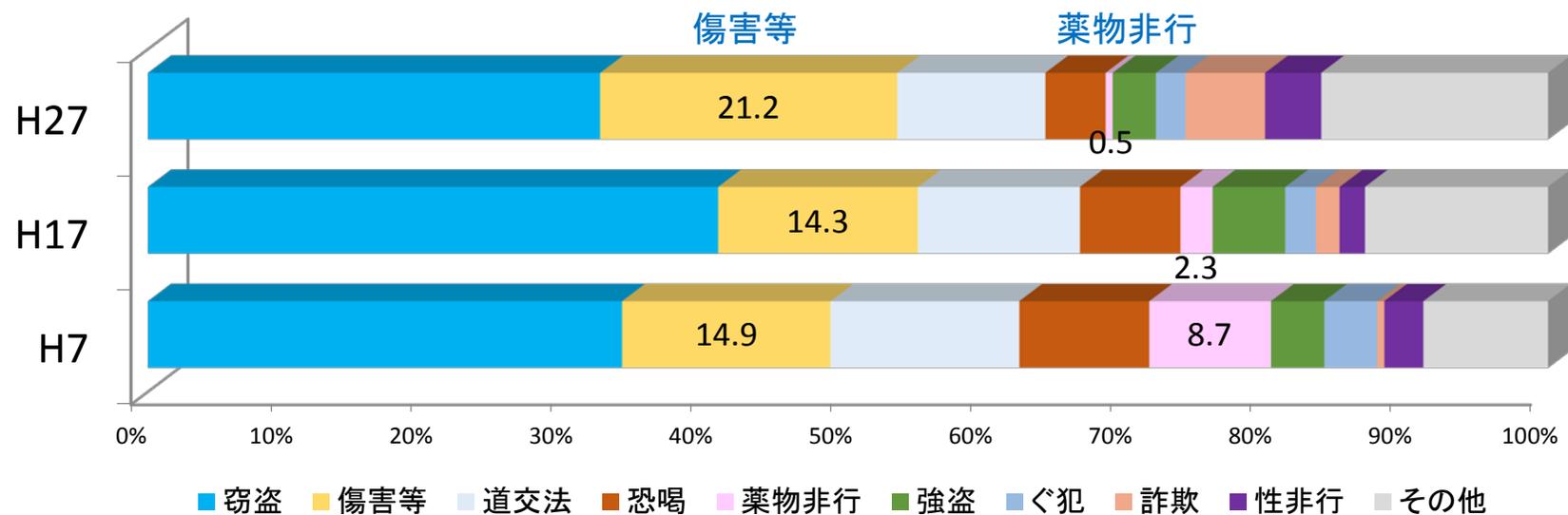
「ここにくるまで, 被害者の方のことを考えたことはありませんでした」

退所時アンケートから

鑑別から見られる特徴・変化

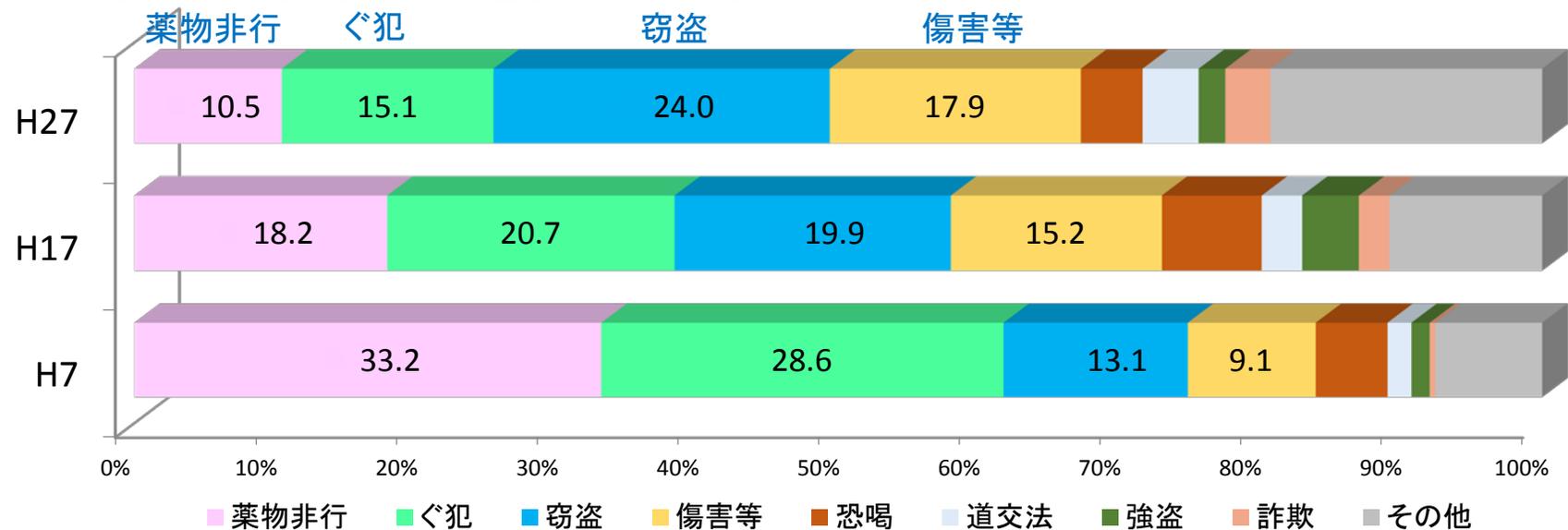
- 非行態様等から見られる特徴 **単独非行化**
 - 「傷害等」の割合が増加, 「薬物非行」の割合が減少
 - 「共犯者のある非行」の割合が減少
 - 「不良集団」, 特に「暴走族」に所属している少年の割合が減少
- 家庭環境, 生活状況等から見られる特徴 **自立の先送り**
 - 「家族と同居」の割合が増加
 - 「学生」の割合が増加
- 資質面から見られる特徴 **非社会性, 福祉・医療的支援の必要性**
 - 「知的障害」や「その他の精神障害」を有する少年が増加
 - 非社会的な傾向
 - 対人スキルの乏しさ

男子少年の非行名（構成比：単位％）



「傷害等」の割合が増加
「薬物非行」の割合が減少

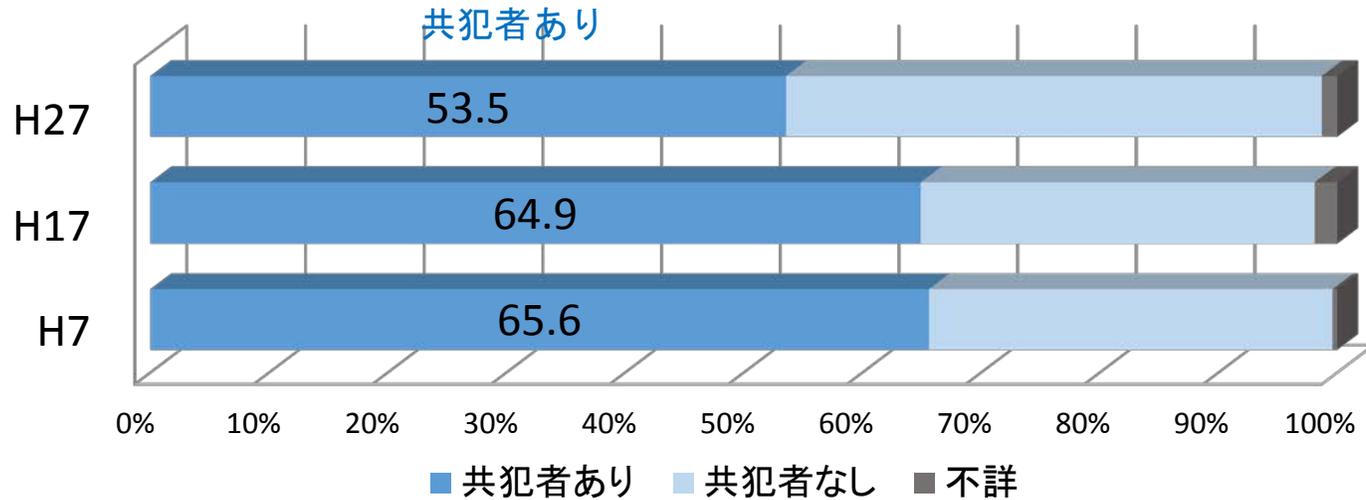
女子少年の非行名（構成比：単位％）



「傷害等」や「窃盗」の割合が増加
「薬物非行」や「ぐ犯」の割合が減少

男子との比較では
「薬物非行」や「ぐ犯」の割合が高い。

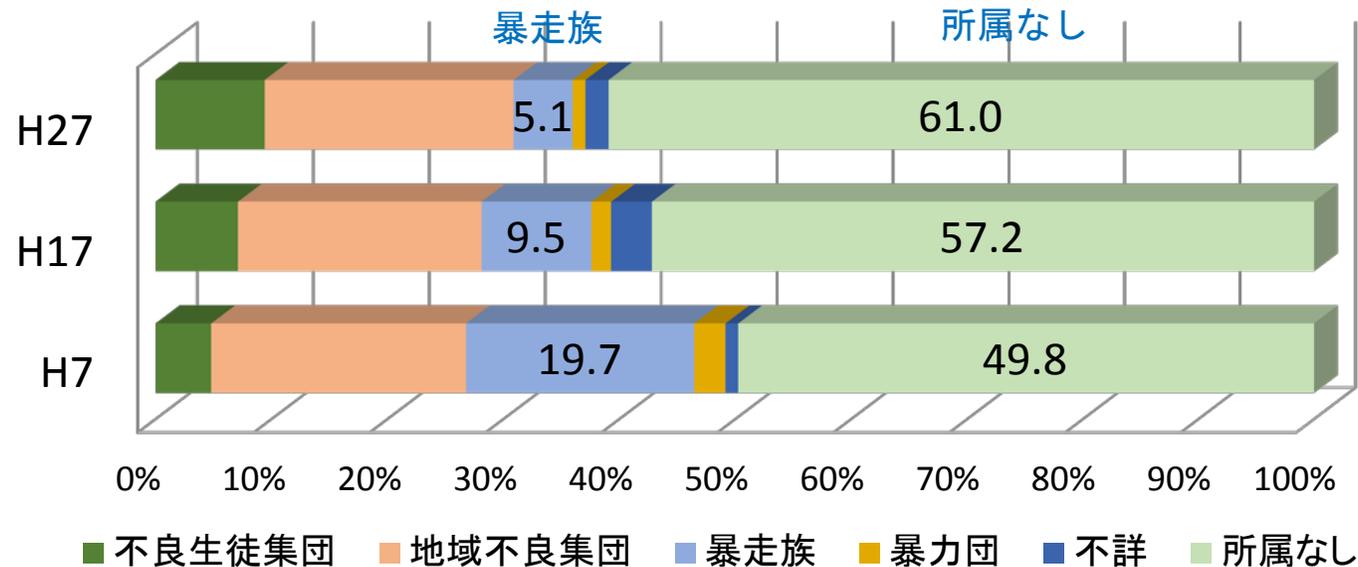
共犯者の有無（構成比：単位％）



「共犯者のある非行」の割合が減少

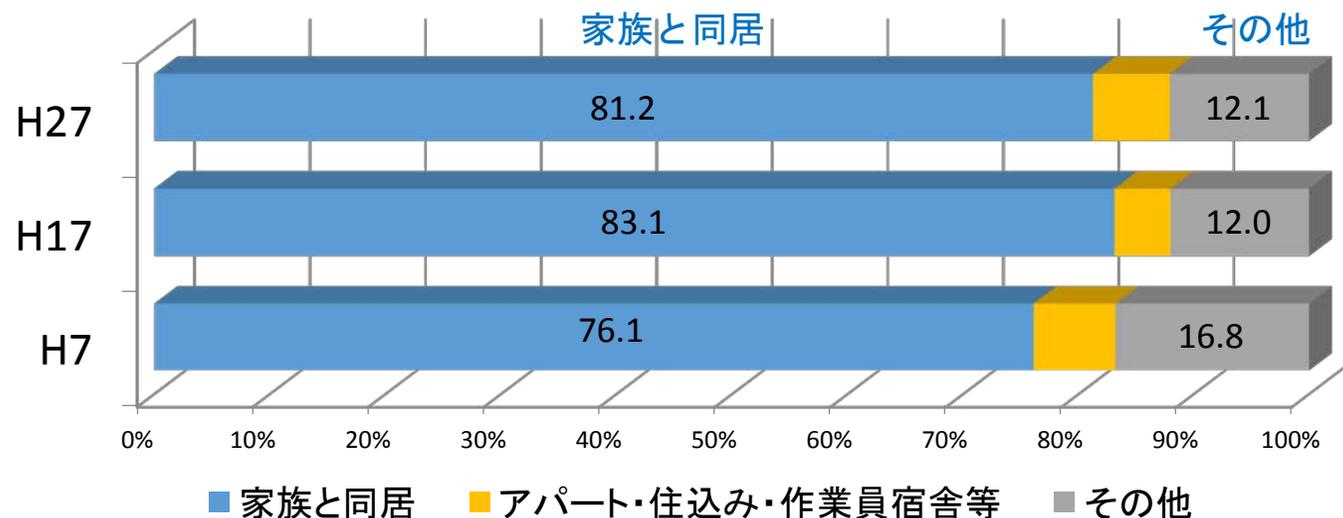
単独非行化

不良集団への所属（構成比：単位％）



「不良集団」、特に、「暴走族」に所属している少年の割合が減少

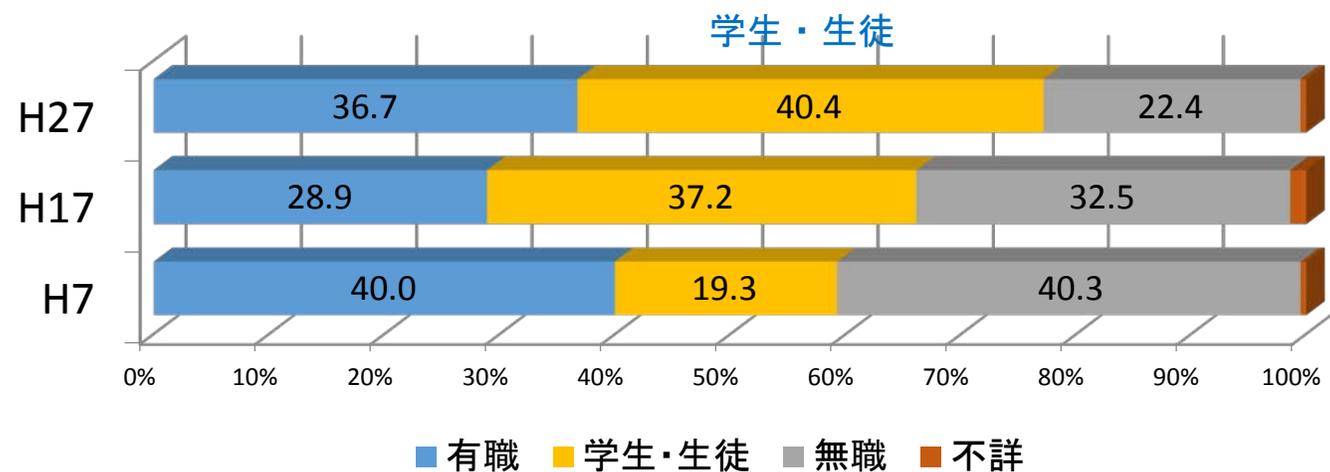
居住の状況（構成比：単位％）



自立の先送り

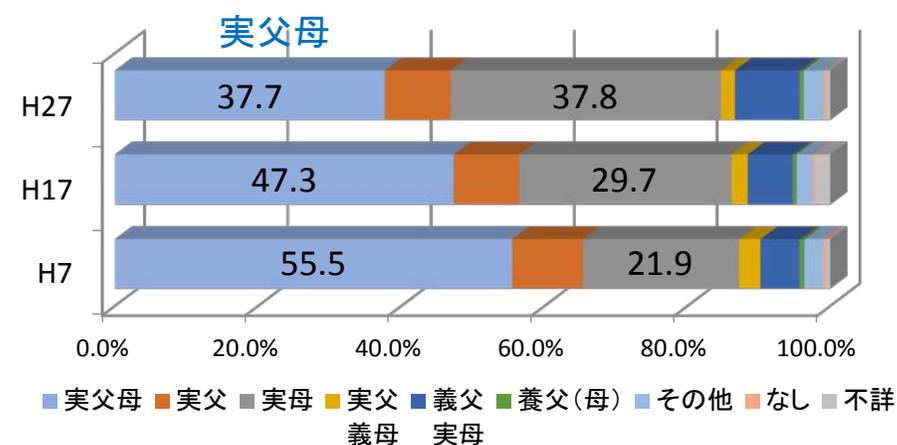
「家族と同居」の割合が増加
「その他（知人宅，同棲，不定，浮浪等）」の割合が減少

職業等の状況（構成比：単位％）



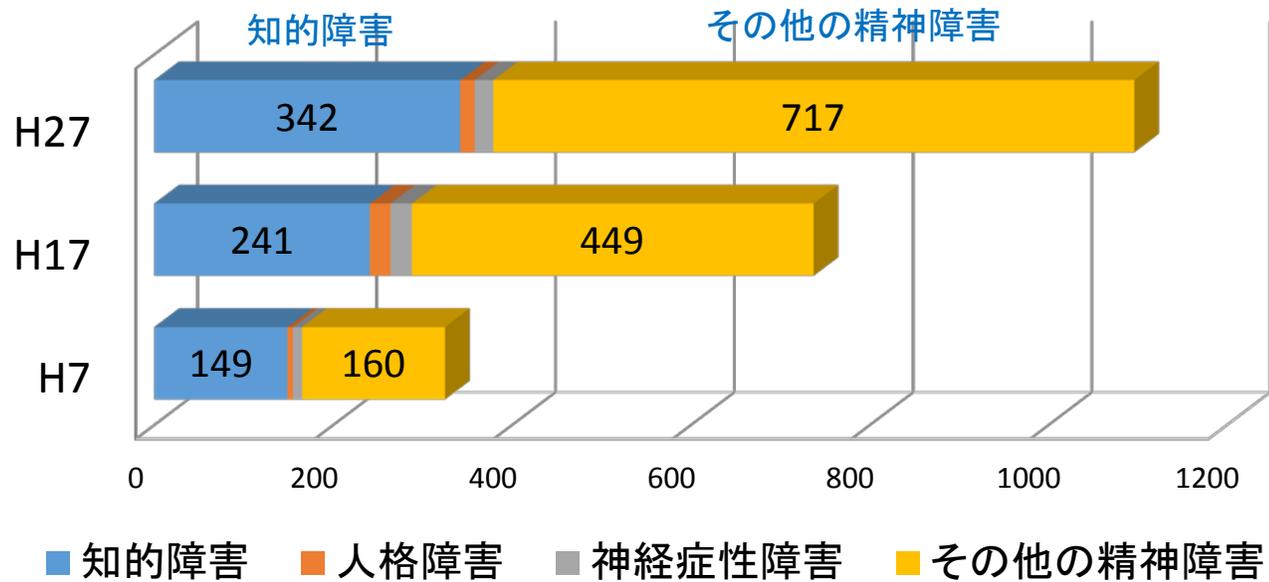
「学生」の割合が増加

保護者の状況（構成比：単位％）



「実父母」の割合が減少

精神状況（人数）



非社会性、
特性に応じた、福祉・医療的な
支援の必要

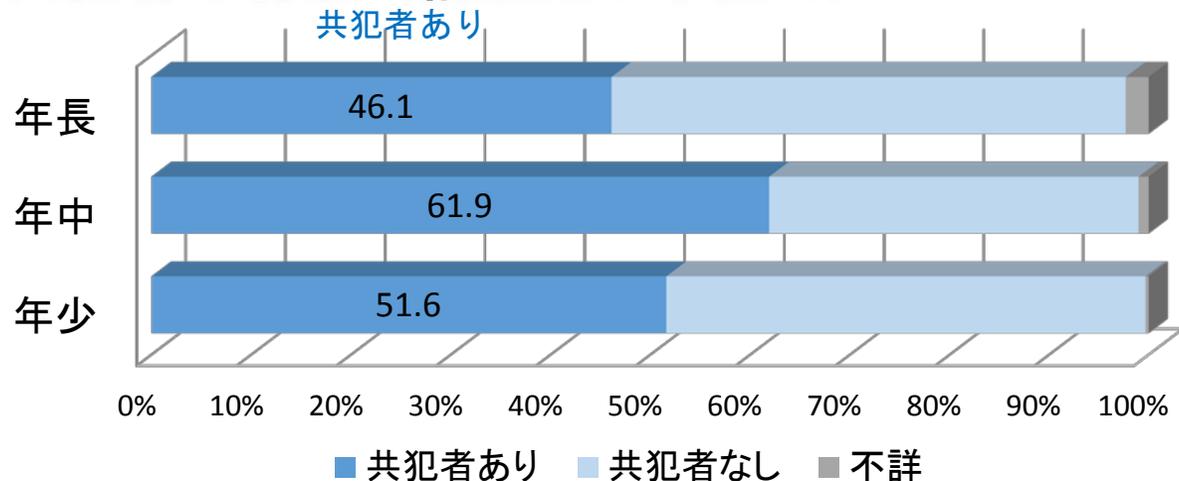
「知的障害」や「その他の精神障害」を
有する少年が増加

※「その他の精神障害」の内訳は、注意欠如／多動性障害、
広汎性発達障害、気分障害、行為障害等

年長少年（18・19歳）に見られる特徴

- 非行態様等から見られる特徴 **孤立（希薄な人間関係）**
 - 「共犯者のある非行」の割合が低い。
 - 「不良集団」に所属している少年の割合が低い。
 - 「薬物使用」の割合が比較的高い（ただし、1割に満たない。）。
- 家庭環境，生活状況等から見られる特徴 **社会的自立のつまずき**
 - 「家族と居住」している少年の割合が低い。
 - 「無職者（学生・生徒以外）」の割合が高い。
- 資質面から見られる特徴 **更生意欲や自信の低下**
 - 両極化（年齢相応の社会性を備えた少年 ↔ 不信感が強く自棄的な少年）
 - 自立や進路選択をめぐる焦りや不安の高まり

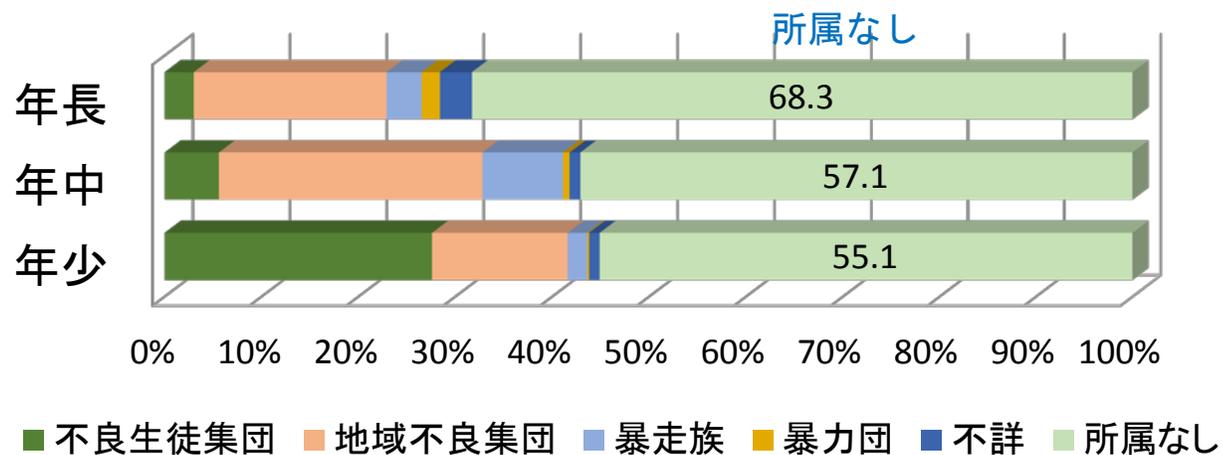
共犯者の有無（構成比：単位％）



孤立（希薄な人間関係）

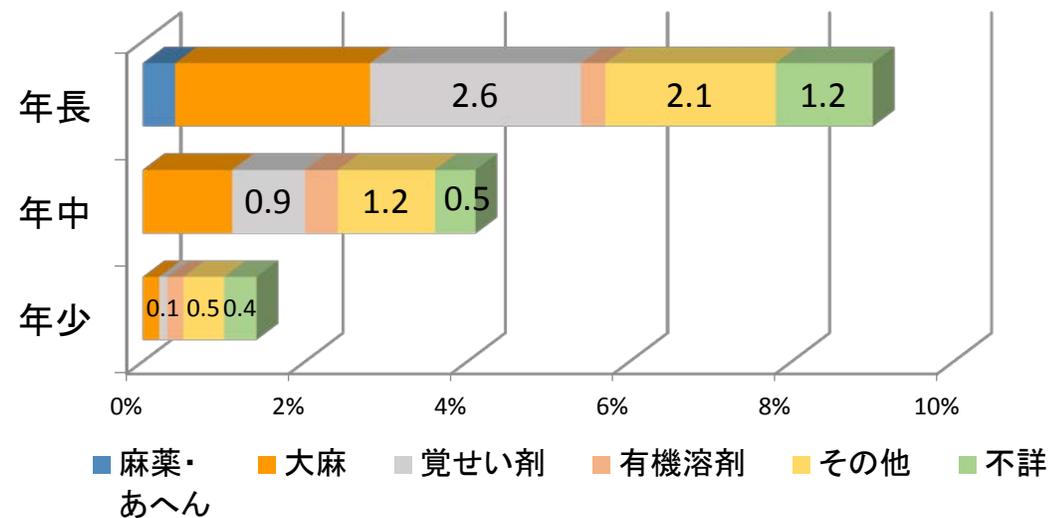
「共犯者のある非行」の割合が低い。

不良集団への所属（構成比：単位％）



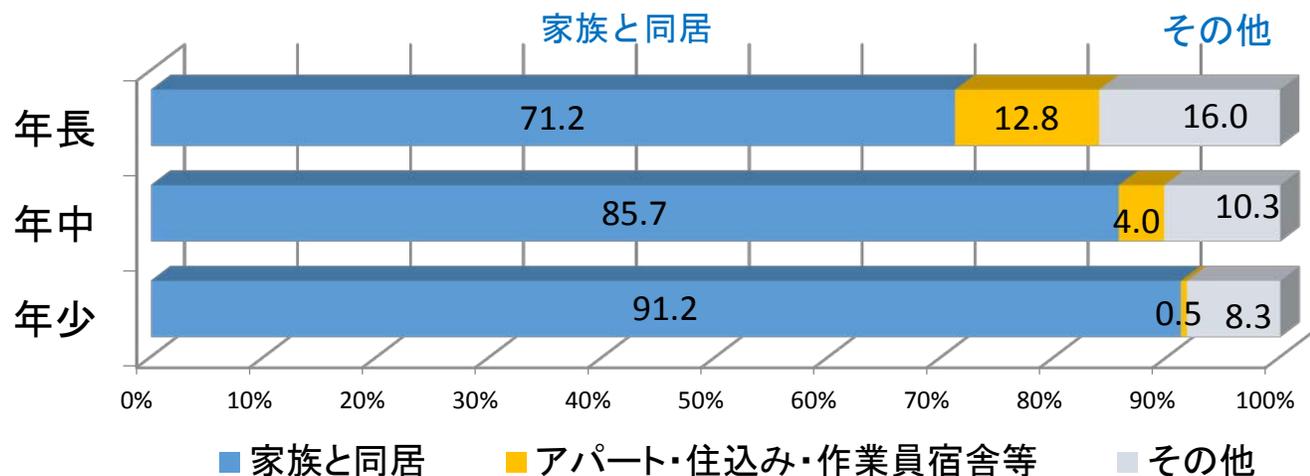
「不良集団」に所属している少年の割合が低い。

薬物使用関係（構成比：単位％）



「薬物使用」の割合が比較的高い。

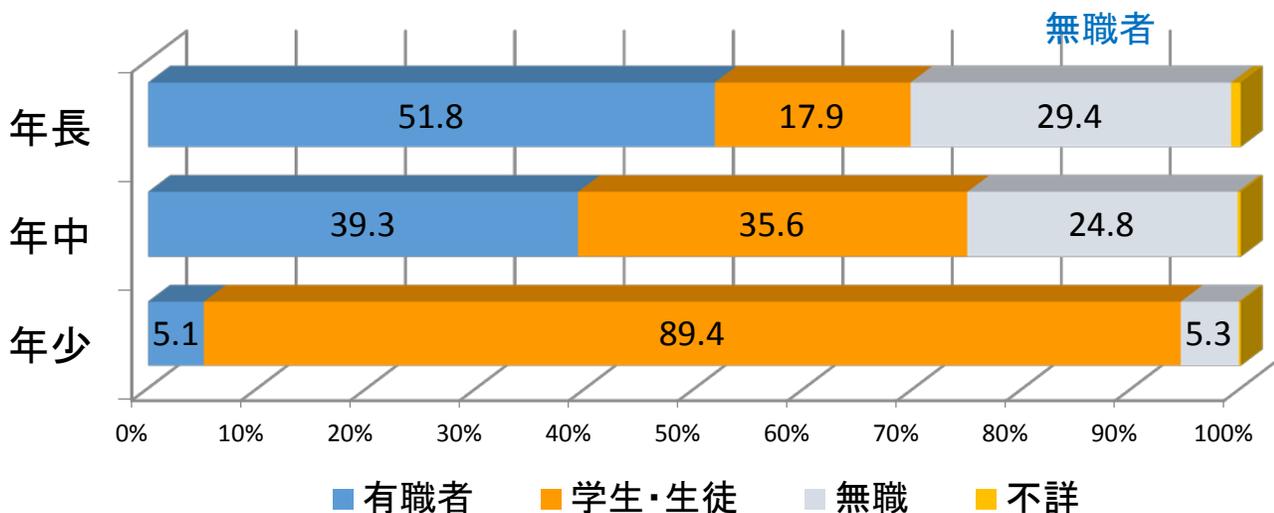
居住の状況（構成比：単位％）



「家族と同居」の割合が低い。
「その他（知人宅，同棲，不定，浮浪等）」の割合が高い。

社会的自立のつまずき

職業等の状況（構成比：単位％）



「無職者（学生・生徒以外）」の割合が高い。

年長少年（18・19歳）の鑑別における着眼点

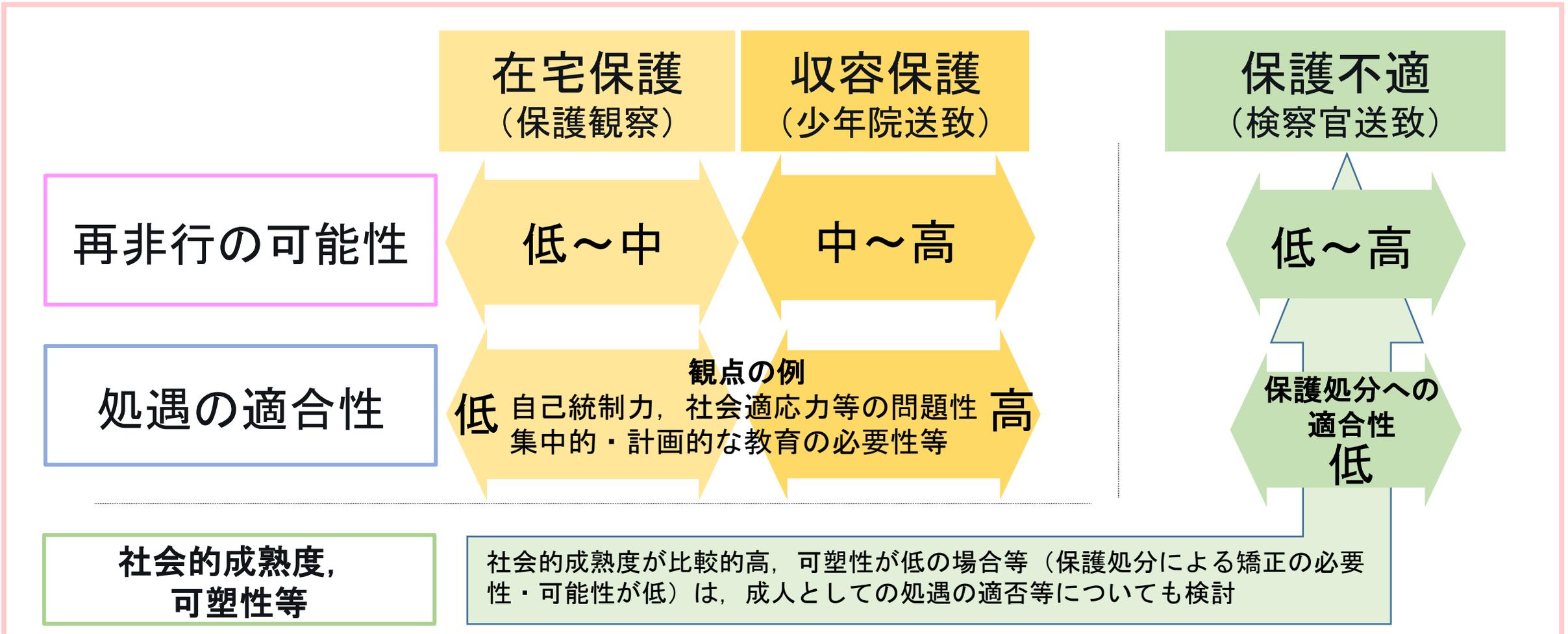
非行タイプの見極め

- ① 年長になってから非行化したタイプ
- ② 比較的早期から非行化し、非行を収束させつつあるタイプ
- ③ 比較的早期から非行化し、今後も非行を繰り返しそうタイプ

適切な処分の見極め

- ① 再非行の可能性
（再非行の可能性の程度に応じた密度の処遇を行うことが重要）
- ② 処遇の適合性
（対象者の特性に適した方法で処遇を行うことが重要）

鑑別判定を検討する際の便宜的な類型 ※ 原則逆送事件を除く。



法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）等を活用し，再非行の可能性や改善すべき問題点等を把握した上で，総合的に鑑別判定を行う。

※ MJCA：再非行の可能性等をより客観的に把握するため，少年鑑別所在所者のデータを用いて，統計的な手法により開発した調査ツール

地域援助

地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため

- ・ 少年，保護者その他の者からの相談
- ・ 非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体からの依頼 に対応



心理相談

能力・性格の調査

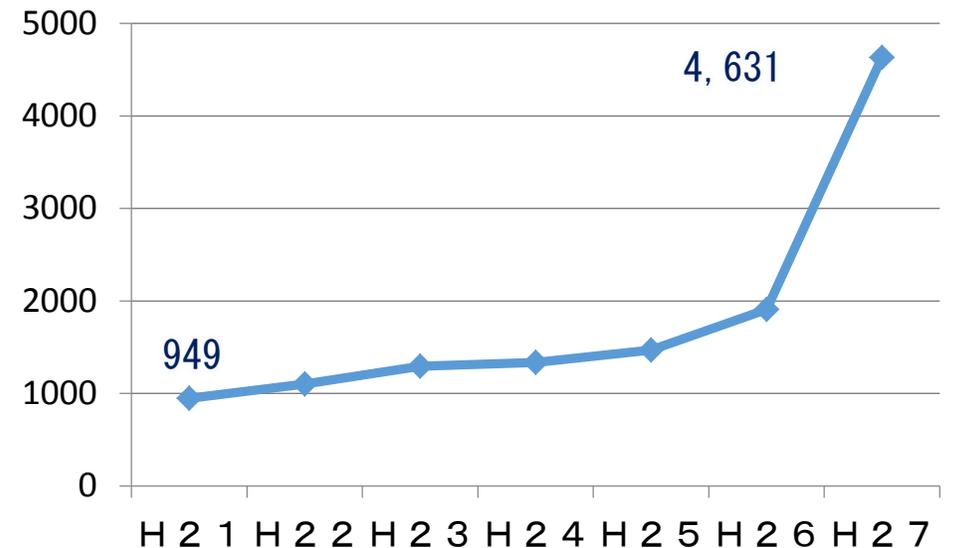
問題行動の分析や方法の提案

事例検討会等への参加

研修・講演

法教育授業

地域援助実施件数（研修・講演等を除く。）



（対象は，少年，成人を含む。）

地域援助における検察庁への協力

被疑者等に対する知能検査等の実施（本人の同意）



対象者の発達面，認知面の特性の解明



対象者への適切な関与・処遇選択に資する情報提供

例 「抽象的思考が苦手…」 「単純作業は得意…」
「耳で聞くよりも，目で見て覚えるタイプ」

検察庁への協力の実施件数

171件（平成27年6月～同28年12月末）

